



第58期 定時株主総会 招集ご通知

2018年3月1日から2019年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：2019年5月16日（木曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：札幌市中央区北2条西1丁目1番地

ホテルモントレエーデルホフ札幌 13階「ベルヴェデーレ」



マックスバリュ北海道株式会社

証券コード：7465

証券コード 7465
2019年4月23日

株主の皆さまへ

札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
マックスバリュ北海道株式会社
代表取締役社長 出 戸 信 成

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月15日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北2条西1丁目1番地
ホテルモントレエーデルホフ札幌 13階「ベルヴェデーレ」
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 第58期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 当社とイオン北海道株式会社との吸収合併契約承認の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mv-hokkaido.co.jp/company/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- (1) 株主総会参考書類「第1号議案 当社とイオン北海道株式会社との吸収合併契約承認の件」のうち、3. 会社法施行規則第182条に定める内容の概要
- (2) (3) イオン北海道株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
- (3) 新株予約権等に関する事項
- (4) 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容
- (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (6) 株式会社の支配に関する基本方針
- (7) 株主資本等変動計算書
- (8) 個別注記表

したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

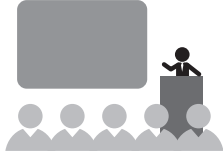
当日ご出席いただきました株主さまにお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人さまにつき1個とさせていただきます。

なお、事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mv-hokkaido.co.jp/company/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権行使に関するお願い

A

### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

### 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2019年5月15日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

## 目 次

招集ご通知 ..... 1

株主総会参考書類 ..... 4

（添付書類）

事業報告 ..... 63

計算書類

貸借対照表 ..... 78

損益計算書 ..... 79

監査報告

会計監査人の監査報告 ..... 80

監査役会の監査報告 ..... 81

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 当社とイオン北海道株式会社との吸収合併契約承認の件

当社とイオン北海道株式会社（以下「イオン北海道」といいます）は、2019年4月10日開催の取締役会において、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます）に関し2020年3月1日効力発生日として、イオン北海道を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）に係る吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます）を締結することを決議し、イオン北海道との間で本合併契約を締結いたしました。つきましては、本合併契約のご承認をお願いしたく存じます。本合併を行う理由、本合併契約の内容の概要は次のとおりであります。

#### 1. 本合併を行う理由

国内における「食」を取り巻く環境は大きく変化しております。お客さまの変化としては、所得の伸び悩みや、平均寿命の延伸による老後の生活費の増加、スマートフォンなどデジタル化進展による価格比較の容易化などを背景とした「低価格志向」に加え、ナチュラル、オーガニックといった「健康志向」、よりフレッシュで美味しい地元のものを食べたい「ローカル志向」などの「食の嗜好の多様化」、高齢者世帯や共働き世帯の増加による「時短ニーズ」などの高まりが顕著であり、このようなライフスタイルの変化に対応した商品、店舗、サービスの提供が益々重要となってきております。

経営環境の変化としては、ドラッグストアやコンビニエンスストア、宅配などの異業種との競争に加え、Eコマースの台頭など、ボーダレス化した「食」の市場を巡る競争の激化、生産年齢人口の減少による雇用確保難、最低賃金・社会保障費の上昇がもたらす人件費の高止まりといった「労働環境の変化」など、従来の労働集約型オペレーションモデルから脱却した新しいモデルの構築が急務です。

当社及びイオン北海道の親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」といいます）は、今後、このような「食」を取り巻く環境変化に対応し、更なる飛躍を果たすためには、従来のGMSなどの大型店をベースとした物流センターやプロセスセンターの、地域SMごとに最適な形への変革、バリューチェーンの構築、地域における地元商品の発掘・振興、独自のPB（プライベート・ブランド）商品の開発、テクノロジーを活用した店舗のレジレス、ネットスーパー対応などデジタル化のための投資を強化することが必須な状況と考え、2017年12月に発表した、2020年に向けたグループ中期経営方針において、各地域でグループのSM企業が継続的に成長できる投資が可能なレベルとして、地域ごとに5,000億円の売上規模を有する企業体になる必要があるとの、SM改革に関する

方向性を示しました。

これを踏まえ、当社及びイオン北海道は、北海道エリアでのSM改革について具体的な検討を進めてまいりました。

イオン北海道においては、少子高齢化による人口減少や市場規模の縮小、技術の進歩によるデジタルビジネスの台頭など、小売業を取り巻く経営環境が日々変化する中で、2017年度に策定した中期経営計画に基づき「顧客ロイヤリティ北海道NO.1企業の実現」、「収益性と安定性で北海道NO.1企業の実現」、「地域活性化企業北海道NO.1の実現」及び「働きたい企業北海道NO.1の実現」という「4つのNO.1」を通じて「ステークホルダーと強固な信頼関係を築き北海道NO.1企業」を実現するためには、地域密着の経営を更に推進すると共に、お客さまの毎日の生活を支える「食」の分野を更に強化することが必要不可欠であると認識しておりました。

このような経営環境のもと、上記SM改革の方針がイオン北海道の目指す姿の実現に向けた課題解決につながるものと判断し、2018年1月下旬以降、本経営統合に関する検討を開始し、毎月定期的に両社の役員を中心にミーティングを行い、協議・検討を重ねてまいりました。具体的には、①スケールメリットを活かした商品調達、産地開発、商品開発などを進める、②店舗オペレーションの改善、物流コストの低減、デジタル化の推進、共通部門の合理化などのシナジーを創出する、③SMに加え、大型ショッピングセンター、総合スーパー（GMS）、小型SM（まいばすけっと）、ディスカウントストア、ネットスーパーやEコマースまで、多様なフォーマットを持つことで、地域に最適な事業戦略を総合的に推進する、④デジタル化の取り組みを進めてネットと店舗をシームレスにつなぎ、オムニチャネル戦略を推進することで、お客さまがいつでもどこでもイオンを利用できる基盤を構築する、⑤SC（ショッピングセンター）戦略として更に地域と連携し、地域の皆さまが安心して楽しくコミュニケーションを図れる交流拠点となることで、今まで以上に街づくりの一翼を担えるようなショッピングセンターの実現を目指す、以上重点5項目を中心に検討した結果、これらの取り組みを実現させることでイオン北海道の企業価値が向上すること、そしてそのためにも当社との経営統合が必要であるとの判断に至り、2018年10月10日に本基本合意書を締結しました。

本基本合意書締結以降、イオン北海道は、毎月定期的に当社やイオングループの機能会社などと分科会等を通じて本合併に関する度重なる協議を行い、本合併後の事業方針や運営体制等について議論を積み重ねてまいりました。具体的には、①商品調達では取引先政策の整合による商品調達力の強化、産地開発では両社での全国産地の開発の実施、また、商品開発ではデリカ商品を中心とした共同開発商品の拡大や、食のSPA化の実現のためのプロセスセンターの開発、②店舗オペレーションでは双方の優れた取り組みを取り入れた効率改善、物流の効率化では新たな低温物流センターの開発、デジタル化の推進では店舗及び本社業務のデジタル化、共通部門の合理化では統合後の

コンパクトな本社体制、③地域に最適な事業戦略では、それぞれのフォーマットの特徴を活かした品揃えと店舗機能の強化、④オムニチャネル戦略ではイオン北海道が持つネットスーパーやEコマースの更なる拡大、⑤SC戦略では地域の交流拠点としての役割を担う店作りによる新たな来店動機の創出など、①から⑤について、両社で組織した統合に向けたプロジェクトチームと分科会にて、慎重に検討してまいりました。また、当社の株主優待制度や配当を含む両社の株主の皆様、及びその他ステークホルダーの皆様への本件実施に伴う影響について慎重に検討してまいりました。その結果、本合併により両社の経営資源やノウハウの共有化を推進し、当事者のシナジーの極大化を実現することで、今まで以上に北海道に貢献できる企業に進化し、また、イオン北海道の企業価値向上のために非常に有益であるとの考えで関係者間の見解が一致したことから、2019年4月10日に本合併契約の締結に至っております。

当社においては、「すべてはお客様のために」という普遍の理念のもとに、北海道エリアNO.1の食品小売業を目指すなか、目まぐるしく変化するニーズやマーケット、業態を超えた競争の激化に対応すべく、商品力及び営業力の強化を中心とした競争力の更なる向上による市場シェアの拡大を目指す一方、物流、プロセスセンター、デジタル対応など、今後の経営課題として掲げておりました。

このような経営環境のもと、上記SM改革の方針が当社の目指す姿の実現に向けた課題解決につながるものと判断し、2018年1月下旬以降、本経営統合に関する検討を開始し、毎月定期的に両社の役員を中心にミーティングを行い、協議・検討を重ねてまいりました。具体的には、①スケールメリットを活かした商品調達、産地開発、商品開発などを進める、②店舗オペレーションの改善、物流コストの低減、デジタル化の推進、共通部門の合理化などのシナジーを創出する、③SMに加え、大型ショッピングセンター、総合スーパー（GMS）、小型SM（まいばすけっと）、ディスカウントストア、ネットスーパーやEコマースまで、多様なフォーマットを持つことで、地域に最適な事業戦略を総合的に推進する、④デジタル化の取り組みを進めてネットと店舗をシームレスにつなぎ、オムニチャネル戦略を推進することで、お客さまがいつでもどこでもイオンを利用できる基盤を構築する、⑤SC戦略として更に地域と連携し、地域の皆さまが安心して楽しくコミュニケーションを図れる交流拠点となることで、今まで以上に街づくりの一翼を担えるようなショッピングセンターの実現を目指す、以上重点5項目を中心に検討した結果、これらの取り組みを実現させることで当社の各店舗が持つ魅力・集客力が向上すること、そしてそのためにもイオン北海道との経営統合が必要であるとの判断に至り、2018年10月10日に本基本合意書を締結しました。

本基本合意書締結以降、当社は、毎月定期的にイオン北海道やイオングループの機能会社などと分科会等を通じて本合併に関する度重なる協議を行い、本合併後の事業方針や運営体制等について議論を積み重ねてまいりました。具体的には、①商品調達では取引先政策の整合による商品調達力

の強化、産地開発では両社での全国産地の開発の実施、また、商品開発ではデリカ商品を中心とした共同開発商品の拡大や、インスタペーカリーの拡大、食のSPA化の実現のためのプロセスセンターの開発、②店舗オペレーションでは双方の優れた取り組みを取り入れた効率改善、物流の効率化では新たな低温物流センターの開発、デジタル化の推進では店舗及び本社業務のデジタル化、共通部門の合理化では統合後のコンパクトな本社体制、③地域に最適な事業戦略では、新規出店計画の加速、④オムニチャネル戦略では品揃えの拡大やタッチポイントとしての新たな来店動機の創出、⑤SC戦略では地域連携の強化とテナントリーシング力の強化など、①から⑤について、両社で組織した統合に向けたプロジェクトチームと分科会にて、慎重に検討してまいりました。また、本件実施に伴う株主をはじめとするステークホルダーの皆様への影響について慎重に検討してまいりました。その結果、本合併を実施することで、規模拡大による商品力の向上、店舗の競争力の向上を果すことができ、更には、今まで遅れていた物流改革やデジタル対応について積極的に取り組むことができる等の効果が期待でき、当社の各店舗が持つ魅力・集客力が向上し、ひいては本合併による新会社の企業価値向上のために非常に有益であるとの考えで関係者間の見解が一致したことから、2019年4月10日に本合併契約の締結に至っております。



## ２．本合併契約の内容の概要

当社とイオン北海道が2019年４月10日付で締結した本合併契約書の内容は、以下のとおりであります。

---

### 吸収合併契約書（写）

イオン北海道株式会社（以下「甲」という。）及びマックスバリュ北海道株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、2019年４月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第１条（本件吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

#### 第２条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

##### （１）吸収合併存続会社（甲）：

商号：イオン北海道株式会社

住所：札幌市白石区本通二十一丁目南１番10号

##### （２）吸収合併消滅会社（乙）：

商号：マックスバリュ北海道株式会社

住所：札幌市中央区北八条西二十一丁目１番10号

#### 第３条（本件吸収合併に際して交付する株式）

１．甲は、本件吸収合併に際して、本件吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。以下、本条において同じ。）の数の合計に4.80（以下「本件合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本件吸収合併に際して、各割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本件合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

３．甲が前２項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### 第4条（本件吸収合併に際して交付する新株予約権）

1. 甲は、本件吸収合併に際して、基準時における以下の表の①から⑥までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑥までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

|   | 第 1 欄                   |           | 第 2 欄               |           |
|---|-------------------------|-----------|---------------------|-----------|
|   | 名 称                     | 内 容       | 名 称                 | 内 容       |
| ① | マックスバリュ北海道株式会社第6回新株予約権  | 別紙2－①－1記載 | イオン北海道株式会社第13回新株予約権 | 別紙2－①－2記載 |
| ② | マックスバリュ北海道株式会社第7回新株予約権  | 別紙2－②－1記載 | イオン北海道株式会社第14回新株予約権 | 別紙2－②－2記載 |
| ③ | マックスバリュ北海道株式会社第8回新株予約権  | 別紙2－③－1記載 | イオン北海道株式会社第15回新株予約権 | 別紙2－③－2記載 |
| ④ | マックスバリュ北海道株式会社第9回新株予約権  | 別紙2－④－1記載 | イオン北海道株式会社第16回新株予約権 | 別紙2－④－2記載 |
| ⑤ | マックスバリュ北海道株式会社第10回新株予約権 | 別紙2－⑤－1記載 | イオン北海道株式会社第17回新株予約権 | 別紙2－⑤－2記載 |
| ⑥ | マックスバリュ北海道株式会社第11回新株予約権 | 別紙2－⑥－1記載 | イオン北海道株式会社第18回新株予約権 | 別紙2－⑥－2記載 |

2. 甲は、本件吸収合併に際して、基準時における前項の表の①から⑥までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から⑥までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

#### 第5条（資本金及び準備金）

本件吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

#### 第6条（本件吸収合併の効力発生日）

本件吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。但し、本件吸収合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議し合意の上これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発

生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

#### 第7条(合併承認総会)

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

#### 第8条(剰余金の配当)

甲及び乙は、次の各号に規定するものを除き、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

- (1) 甲は、(i)2019年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり12円及び総額13億円を限度として、(ii)2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額16億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- (2) 乙は、(i)2019年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり21円及び総額2億円を限度として、(ii)2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり26円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。乙において効力発生日の前に(ii)に係る剰余金の配当の決議がなされた場合、甲は、本件吸収合併により乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐものとする。

#### 第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第10条(甲の2020年2月期に係る定時株主総会における議決権行使)

甲は、効力発生日までに、割当対象株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本件吸収合併が効力を生ずることを条件として、甲の2020年2月期に係る2020年5月開催予定の定時株主総会において、本件吸収合併に際して割当交付を受ける甲の普通株式に係る議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

#### 第11条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、（i）効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、（ii）効力発生日の前日までに、法令等に定める本件吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、（iii）前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第13条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月10日

甲：札幌市白石区本通二十一丁目南1番10号  
イオン北海道株式会社  
代表取締役社長 青柳 英樹

乙：札幌市中央区北八条西二十一丁目1番10号  
マックスバリュ北海道株式会社  
代表取締役社長 出戸 信成

## マックスバリュ北海道株式会社第6回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2014年6月9日から2029年6月8日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
13. 新株予約権の割当日
- 2014年5月9日

以上

## イオン北海道株式会社第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称  
イオン北海道株式会社第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。  
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。  

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$
4. 新株予約権を行使できる期間  
2020年3月1日から2029年6月8日までとする。
5. その他新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。
    - (ア) 当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。
    - (イ) 当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。
    - (ウ) 合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。



- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. ①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上



## マックスバリュ北海道株式会社第7回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2015年6月10日から2030年6月9日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限りて権利行使ができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合
- (エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ②取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
13. 新株予約権の割当日
- 2015年5月10日

以上

## イオン北海道株式会社第14回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2030年6月9日までとする。

## 5. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取

締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ)合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. ①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

## マックスバリュ北海道株式会社第8回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2016年6月10日から2031年6月9日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
13. 新株予約権の割当日
- 2016年5月10日

以上



## イオン北海道株式会社第15回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1÷分割（または併合）の比率)

## 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2031年6月9日までとする。

## 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

(ア) 当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

(イ) 当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ) 合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. ①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合
- (エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

## マックスバリュ北海道株式会社第9回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2017年6月10日から2032年6月9日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
13. 新株予約権の割当日
- 2017年5月10日

以上

## イオン北海道株式会社第16回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2032年6月9日までとする。

## 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。



- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. ①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

## マックスバリュ北海道株式会社第10回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2018年6月10日から2033年6月9日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。



- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
13. 新株予約権の割当日
- 2018年5月10日

以上

## イオン北海道株式会社第17回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2033年6月9日までとする。

## 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. ①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他
- 新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

## マックスバリュ北海道株式会社第11回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2019年6月10日から2034年6月9日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
- (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
- (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- (エ)10. に定める権利承継者が死亡した場合
- (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止
- 新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
13. 新株予約権の割当日
- 2019年5月10日

以上



## イオン北海道株式会社第18回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2034年6月9日までとする。

## 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. ①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

## 7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

## 8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

## 9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

## 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

## 11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上



### 3. 会社法施行規則第182条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ①本合併に係る割当ての内容

| 会社名              | イオン北海道<br>(吸収合併存続会社) | 当社<br>(吸収合併消滅会社) |
|------------------|----------------------|------------------|
| 本合併に係る<br>割当ての内容 | 1                    | 4.80             |

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます）

イオン北海道は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます）1株に対して、イオン北海道の普通株式（以下「イオン北海道株式」といいます）4.80株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます）に当社が保有する自己株式（2019年2月28日現在29,525株）については本合併による株式の割当ては行いません。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するイオン北海道株式数

イオン北海道は、本合併によりイオン北海道株式を割当て交付するに際し、新たに発行する普通株式及びイオン北海道が保有する自己株式を、当社の株主（ただし、当社及び本合併に関して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主を除きます）に割り当てる予定であります。新たに発行する普通株式及び自己株式の数は、確定次第、お知らせいたします。なお、イオン北海道は、本合併に際して、基準時の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主（ただし、当社及び本合併に関して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主を除きます）に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数のイオン北海道株式を割当て交付する予定です。したがって、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、当社の2019年2月28日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、イオン北海道が交付する株式数が変動することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、イオン北海道の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、イオン北海道株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

#### ア. 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びイオン北海道の定款の規定に基づき、イオン北海道の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン北海道に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数のイオン北海道株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる

制度です。

イ．単元未満株式の買取制度（１単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、イオン北海道の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン北海道に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（注4）１株に満たない端数の処理

本合併に伴い、イオン北海道株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、イオン北海道が、イオン北海道株式１株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

②本合併に際してイオン北海道株式の割当て交付を受ける当社の株主の議決権

イオン北海道は、本合併によりイオン北海道株式（１単元以上の株式に限ります）の割当て交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対して、会社法第124条第４項の規定に基づき、本合併が効力を生ずることを条件として、イオン北海道の2020年２月期に係る2020年５月開催予定の定時株主総会における議決権を付与いたします。

③本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行している各新株予約権がいずれも１株当たりの行使価額を１円とする株式報酬型ストックオプションであることを踏まえ、イオン北海道は、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整したイオン北海道の株式報酬型ストックオプションである新株予約権を、基準時における当社の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する当社の新株予約権１個につき、イオン北海道の新株予約権１個の割合をもって交付する予定です。

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

④剰余金の配当

当社及びイオン北海道は、本合併契約において、イオン北海道が(i)2019年２月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、１株当たり12円及び総額13億円を限度として、(ii)2020年２月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、１株当たり15円及び総額16億円を限度として、剰余金の配当を行うことができること、当社が(i)2019年２月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、１株当たり21円及び総額２億円を限度として、(ii)2020年２月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者

に対して、1株当たり26円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができることを合意しております。また、当社及びイオン北海道は、当社において効力発生日の前に上記(ii)に係る剰余金の配当の決議がなされた場合、イオン北海道は、本合併により当社の当該配当金の支払い義務を引き継ぐこと、及び上記に記載のものを除き、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない旨を本合併契約において合意しております

#### ⑤本合併に係る割当ての内容の根拠等

##### ア. 割当ての内容の根拠及び理由

下記エ.「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、イオン北海道は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます）を、当社は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます）をそれぞれ第三者算定機関として、またイオン北海道はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、当社は岩田合同法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、2018年10月10日付で行った本基本合意書締結に係る公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、イオン北海道においては、下記オ.「利益相反を回避するための措置」の(i)「イオン北海道における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン及び当社と利害関係を有しないイオン北海道の社外取締役であり、かつ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）の有価証券上場規程第436条の2及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます）の企業行動規範に関する規則5条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます）である中田美知子氏及び廣部眞行氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、イオン北海道の企業価値向上、本合併における合併比率の妥当性、本合併の手續の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するイオン北海道の決定がイオン北海道の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、イオン北海道の第三者算定機関であるYCGによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・

キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます）による算定結果のレンジの範囲内であること、及び上記１．「本合併の目的」に記載の様々な施策に取り組むことで、本合併が中長期的にイオン北海道の企業価値向上に資することから妥当であり、イオン北海道の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました

当社においては、下記オ．「利益相反を回避するための措置」の(iii)「当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン及びイオン北海道と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、独立役員である林美枝子氏及び水野克也氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併による新会社の企業価値向上、本合併の条件（合併比率を含む。）の妥当性、交渉過程及び本合併に係る手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないとは判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2019年4月10日開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

## イ．算定に関する事項

### (i) 算定機関の名称及び各社との関係

イオン北海道の第三者算定機関であるYCGは、イオン、イオン北海道及び当社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、イオン、イオン北海道及び当社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### (ii) 算定の概要

当社及びイオン北海道は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、イオン北海道はYCGを、当社はAGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比

率算定書を取得いたしました。

YCGは、イオン北海道については、同社が東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況の評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況の評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

イオン北海道株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

| 採用手法  | 合併比率の算定レンジ |
|-------|------------|
| 市場株価法 | 4.49～5.40  |
| DCF法  | 3.14～5.49  |

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、イオン北海道株式及び当社株式それぞれの東京証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、イオン北海道については、イオン北海道の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン北海道の財務予測に基づき、イオン北海道が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、イオン北海道については、割引率を5.09%～5.59%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\%$ ～ $0.25\%$ として評価しております。一方、当社については、割引率を4.13%～4.63%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\%$ ～ $0.25\%$ として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを3.14～5.49として算定しております。

YCGは、合併比率の算定に際して、当社及びイオン北海道から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びイオン北海道の資産又は負債（偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。YCGの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びイオン北海道の財務予測（利益計画その他の情報を含みます）については、当社及びイオン北海道により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、YCGがDCF法による算定の前提としたイオン北海道から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておらず、当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年2月期において地場製品の直接仕入れ等による流通コストの削減、ニーズの高い商品構成に力を入れた売り場作りの徹底及びオペレーションの見直しによる生産性向上等による利益改善により営業利益の前期比30%の増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

他方、AGSコンサルティングは、イオン北海道については、同社が東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

イオン北海道株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

| 採用手法  | 合併比率の算定レンジ |
|-------|------------|
| 市場株価法 | 4.49～5.40  |
| DCF法  | 2.99～5.51  |



なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、イオン北海道株式及び当社株式それぞれの東京証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

D C F 法では、イオン北海道については、イオン北海道の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン北海道の財務予測に基づき、イオン北海道が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、イオン北海道については、割引率を4.32%～5.32%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。一方、当社については、割引率を3.54%～4.54%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを2.99～5.51として算定しております。

A G S コンサルティングは、合併比率の算定に際して、イオン北海道及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、イオン北海道及び当社の資産又は負債（偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。A G S コンサルティングの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、イオン北海道及び当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます）については、イオン北海道及び当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、A G S コンサルティングがD C F 法による算定の前提としたイオン北海道から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておらず、当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年2月期において地場産品の直接仕入れ等による流通コストの削減やニーズの高い商品構成に力を入れた売り場作りの徹底及びオペレーションの見直しによる生産性向上等による売上総利益の改善により営業利益の前期比30%の増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

ウ. 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2020年2月27日付で上場廃止（最終売買日は2020年2月26日）となる予定であります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、当社の株主様に対しては、上記（１）①「本合併に係る割当ての内容」に記載のとおり、イオン北海道株式が割当てられます。当社株式が上場廃止となった後も、本合併の対価として交付されるイオン北海道株式は東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場されているため、株式の保有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については、引き続き金融商品取引所市場において取引可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

本合併により、イオン北海道の単元未満株式を保有することとなる株主様においては、東京証券取引所及び札幌証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、株主様のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記（１）①「本合併に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数の処理の詳細について、上記（１）①「本合併に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主様は、最終売買日である2020年2月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

エ. 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンがイオン北海道及び当社それぞれの親会社であることから、本合併は両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

（i）独立した第三者算定機関からの算定書の取得

イオン北海道は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、YCGを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の（ii）「算定の概要」をご参照ください。

なお、イオン北海道は、YCGから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、AGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ、「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社は、AGSコンサルティングから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

イオン北海道は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本合併に関する諸手続並びにイオン北海道としての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、イオン、イオン北海道及び当社との間で重要な利害関係を有しておりません。

当社は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選任し、岩田合同法律事務所から、本合併に関する諸手続並びに当社としての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、岩田合同法律事務所は、イオン、イオン北海道及び当社との間で重要な利害関係を有しておりません。

オ. 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンがイオン北海道及び当社それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

(i) イオン北海道における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

イオン北海道の取締役会は、本合併がイオン北海道の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及び当社と利害関係を有しないイオン北海道の社外取締役であり、かつ、独立役員である中田美知子氏及び廣部眞行氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の合理性、(b) 本合併における合併比率の妥当性、(c) 本合併の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がイオン北海道の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

中田美知子氏及び廣部眞行氏の2名は、YCGが作成した合併比率算定書その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、合併比率算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併は、イオン北海道の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は不合理ではないこと、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併において、公正な手続を通じた株主への配慮がされていると認められることなどから、本合併はイオン北海道の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付でイオン北海道の取締役会に提出しております。

(ii) イオン北海道における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2019年4月10日開催のイオン北海道の取締役会では、イオン北海道の取締役のうち岡崎双一氏を除く取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役4名のうち下記の兼務監査役3名を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、イオンの執行役及びイオン子会社の取締役を兼任している岡崎双一氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、イオン北海道の取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、イオン北海道の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。また、同様の観点から、イオン北海道の監査役のうち、当社の監査役を兼務している吉岡征雄氏、当社の監査役を兼務している福岡眞人氏、及びイオン子会社の取締役を兼任している西松正人氏はイオン北海道の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記イオン北海道の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

(iii) 当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

当社の取締役会は、本合併が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びイオン北海道と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、独立役員である林美枝子氏及び水野克也氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併の条件（合併比率を含む。）の妥当性、(c) 本合併の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

林美枝子氏及び水野克也氏の2名は、AGSコンサルティングが作成した合併比率算定書その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けまし

た。かかる経緯のもと、合併比率算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併は、本合併による新会社の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、本合併の条件（合併比率を含む。）は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであることなどから、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付で当社の取締役会に提出しております。

(iv) 当社における取締役全員の承認

2019年4月10日開催の当社の取締役会では、取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。

当該取締役会においては、当社の監査役4名のうち、イオン北海道の監査役を兼務している吉岡征雄氏、イオン北海道の監査役を兼務している福岡真人氏、イオン北海道の顧問弁護士を兼任している橋本昭夫氏及びイオン子会社の監査役を兼任している芳賀直人氏の4名全員が、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、上記決議に関して意見を述べることを差し控えております。また、当該監査役4名は、当社の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。

⑥ 合併により増加するイオン北海道の資本金及び準備金等の額に関する事項

会社計算規則第35条又は第36条の定めるところにイオン北海道が定めるものとする。上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

⑦ 対価としてイオン北海道株式を選択した理由

イオン北海道及び当社は、本合併の対価として、存続会社であるイオン北海道株式を選択しました。この件につき、イオン北海道及び当社は、以下の理由により本合併に係る対価として適切であると判断しております。

- ア．イオン北海道株式は東京証券取引所市場第1部及び札幌証券取引所に上場しており、換価が容易であります。
- イ．イオン北海道及び当社は、本合併により経営統合を実現することとなりますが、消滅会社である当社株主は、対価としてイオン北海道株式を受け取ることにより、本合併による経営統合のシナジーをも享受することが可能となります。

## (2) 対価について参考となるべき事項

### ①イオン北海道の定款の内容

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当会社は、イオン北海道株式会社と称し、英文では、Aeon Hokkaido Corporationと表示する。

### 第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、玩具、靴、家具製品、装飾品雑貨その他の百貨の小売並びにこれに関連する物品の製造及び加工
2. 塩、酒類、煙草類、米、切手印紙の販売及び古物の売買
3. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機械器具の販売
4. 計量器具、光学機具、ガス、通信機械器具、時計、眼鏡、宝石、貴金属、美術工芸品、碑石、墓石の加工及び販売
5. 楽器類、教材器具、書籍、文房具、及びその他事務用品、スポーツ用品、自動車及び自転車並びに各種子供乗物、鳥獣魚介類、園芸用品、銃砲刀剣類の販売
6. 繊維製品及び一般雑貨の販売
7. 上記各商品の卸、輸出入業及び賃貸業
8. 百貨店業、薬局、写真業、理容、美容業、旅行業法にもとづく旅行業、広告代理店業、損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務、警備保障業の経営
9. クリーニング業、興行場、遊技場、ガソリンスタンド、駐車場、スポーツ施設、洋裁、生花、料理、手芸、着付け等の個人教授所の経営
10. 衣装、装飾、土木建築及び室内設備の請負業、不動産の売買、仲介、賃貸及び管理に関する事業、電気製品の売買修理及び賃貸業、事務用機器等のリース
11. 食堂、喫茶、旅館、サウナスチームバス、結婚式場の経営
12. 一般乗用旅客自動車運送業、貨物自動車運送業、並びにこれらに関する幹旋業
13. 金銭の貸付、その貸借の媒介、及びその貸借の保証、並びにクレジットカード取扱業
14. 各種企業の経営指導
15. コンピューターによる情報提供と処理サービス並びに工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・その他ソフトウェアの開発、幹旋、賃貸借及び売買業、労働者派遣事業並びに電気



通信事業及びその代理業

16. 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務並びにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計及びその受託
17. 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業、特定介護予防福祉用具貸与事業
18. カタログによる通信販売業
19. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計開発、運用及び保守
20. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
21. 上記各号に附帯関連する一切の事業

#### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を札幌市に置く。

#### 第4条（機関の設置）

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

#### 第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、132,000,000株とする。

(2) 当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第7条（単元未満株式の買増請求）

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

#### 第8条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

#### 第9条（株式取扱規則）

当社の株券に関する取扱いは、法令又は本定款のほか取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### 第10条（招集地）

当会社の株主総会は、札幌市において開催する。

#### 第11条（基準日）

当会社は、毎年2月末日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

#### 第12条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

#### 第13条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第14条（決議要件）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第15条（参考書類等のインターネット開示）

当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第17条（員 数）

当会社に取り締役13名以内を置く。

#### 第18条（選 任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第19条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第20条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- (2) 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第21条（取締役会）

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- (2) 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- (3) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- (4) 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

#### 第22条（取締役の責任限定契約）

当社は、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第23条（員 数）

当社に監査役5名以内を置く。

#### 第24条（選 任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第25条（任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- (2) 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

## 第26条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

## 第27条（監査役会）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(2) 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

## 第28条（監査役の責任限定契約）

当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

# 第6章 取締役及び監査役の責任免除

## 第29条（損害賠償責任の一部免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

# 第7章 計 算

## 第30条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

## 第31条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

## 第32条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

(2) 当会社の中間配当の基準日は毎年8月31日とする。

(3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## 第33条（自己の株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

#### 第34条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2016年5月24日改定

---

#### ②対価を取引する市場

東京証券取引所及び金融商品会員制法人札幌証券取引所

#### ③対価の取引の媒介、取次ぎ、代理を行う者

全国各証券会社

#### ④対価の市場価値に関する事項

対価であるイオン北海道株式会社について、過去6ヶ月間の市場価格の推移は以下のとおりです。

| 月別    | 2018年<br>10月 | 11月 | 12月 | 2019年<br>1月 | 2月  | 3月  |
|-------|--------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 最高（円） | 850          | 819 | 821 | 820         | 798 | 780 |
| 最低（円） | 781          | 788 | 706 | 763         | 761 | 749 |

なお、その他詳細な情報については、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示により市場価格及びその推移がご覧いただけます。

<http://www.jpx.co.jp/>

#### (3)イオン北海道の最終事業年度に係る計算書類等の内容

イオン北海道の最終事業年度に係る計算書類は法令及び当社定款第18条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.mv-hokkaido.co.jp/company/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

#### (4)新株予約権の定め の 相当性に関する事項

当社及びイオン北海道は、本合併の効力発生の直前時の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき本合併比率に応じて調整したイオン北海道の新株予約権1個の割合をもって、イオン北海道の新株予約権を割当て交付することを互いに合意いたしました。

(5) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

該当事項はありません。

② イオン北海道

該当事項はありません。



第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

1 出戸 信成

再任

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |         |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 生年月日                | 1965年11月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 | 63,000株 |
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1994年 4 月 当社入社<br>1999年 6 月 当社取締役総合企画室長兼監査室長<br>2000年10月 当社取締役営業企画部長<br>2002年 2 月 当社常務取締役営業本部副本部長兼商品部長<br>2003年 4 月 当社常務取締役管理本部長<br>2008年 4 月 当社常務取締役経営管理・人事・総務担当兼人事本部長<br>2012年 2 月 当社取締役開発本部長<br>2012年11月 当社代表取締役社長兼開発本部長<br>2013年 5 月 当社代表取締役社長<br>2013年11月 ㈱いちまる取締役<br>2014年 4 月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長<br>2015年 3 月 当社代表取締役社長兼SM統括本部長<br>2016年 3 月 当社代表取締役社長(現任) |            |         |
| 取締役候補者の選任理由         | 出戸信成氏は、当社取締役として企業経営に従事し、2012年11月より代表取締役社長就任以降、その豊富な経験と知見を活かした成長戦略を積極的に推進するとともに、重要課題の意思決定を適時、適切に行っております。今後も当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                   |            |         |
| 特別の利害関係             | 出戸信成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |         |

## みずたに かずひこ 2 水谷 和彦

再任

| 生年月日                | 1960年3月19日                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 | 1,100株 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1984年3月 ジャスコ(株)（現イオン(株)）入社<br>1993年3月 北海道ジャスコ(株)（現マックスバリュ北海道(株)）出向<br>2002年4月 当社開発部長<br>2011年6月 当社開発統括部長兼開発部長<br>2012年2月 当社開発不動産部長<br>2013年5月 当社取締役開発本部長兼開発不動産部長<br>2014年11月 当社取締役開発本部長兼開発不動産部長兼建設・メンテナンス部長<br>2016年3月 当社取締役開発本部長兼開発不動産部長兼建設部長<br>2016年8月 当社取締役開発本部長兼建設部長（現任） |            |        |
| 取締役候補者の選任理由         | 水谷和彦氏は、当社の成長の基盤である店舗開発、不動産業務において取締役として職責を果たし、その専門的知見は、将来の成長戦略に有益であり、当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                       |            |        |
| 特別の利害関係             | 水谷和彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                    |            |        |

## たま お すみ え 3 玉生 澄絵

再任

| 生年月日                | 1961年7月12日                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 | 400株 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1995年8月 北海道ジャスコ(株)（現マックスバリュ北海道(株)）入社<br>2002年4月 当社手宮店販売課長<br>2003年7月 当社小樽店店長<br>2004年4月 当社手宮店店長<br>2009年4月 当社道央第三運営部長<br>2012年2月 当社人事教育部長<br>2013年5月 当社取締役人事総務本部長兼人事教育部長<br>2016年4月 当社取締役人事総務本部長兼人事教育部長兼コンプライアンス担当（現任） |            |      |
| 取締役候補者の選任理由         | 玉生澄絵氏は、当社の店舗業務経験を有し、人事総務部門の責任者として、労務、コンプライアンスを中心に会社の基盤作りに取締役として職責を果たしております。その専門的知見は、当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                |            |      |
| 特別の利害関係             | 玉生澄絵氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                             |            |      |

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4 <sup>すずき ひでやす</sup>鈴木 秀康

再任

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |      |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|
| 生年月日                | 1954年 9 月10日                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 | 500株 |
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1978年 4 月 日本商事㈱入社<br>2004年 7 月 ㈱ジョイ（現マックスバリュ北海道㈱）取締役店舗総括部長<br>2008年 4 月 当社取締役広域運営部長<br>2009年 4 月 当社ストアサポート部長<br>2009年 8 月 当社店舗統括部運営部長<br>2011年 5 月 当社店舗サポート部運営部長<br>2012年 9 月 当社SM統括部運営部長<br>2014年 4 月 当社営業統括本部営業統括部長兼道北運営部長<br>2015年 3 月 当社SM統括部長<br>2017年 5 月 当社取締役SM営業本部長（現任） |            |      |
| 取締役候補者の選任理由         | 鈴木秀康氏は、当社のSM営業部門の責任者として、営業戦略を立案し、収益計画に基づいた事業運営を実践し取締役としての職責を果たしております。その専門的知見と実行力は、当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                           |            |      |
| 特別の利害関係             | 鈴木秀康氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                       |            |      |

5 <sup>いしばし たかひろ</sup>石橋 孝浩

再任

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |      |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|
| 生年月日                | 1960年 3 月26日                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 | 200株 |
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1982年 4 月 ㈱伊勢甚（現イオン㈱）入社<br>2008年12月 イオンリテール㈱コントロール部長<br>2010年 9 月 同社経営企画部長<br>2013年 9 月 ㈱ダイエー経営管理部長<br>2014年 9 月 同社経営企画部長<br>2015年 9 月 同社SM再編推進チームリーダー<br>2016年 4 月 イオン㈱SM・DS事業担当付<br>2016年 5 月 マックスバリュ東海㈱監査役<br>2017年 3 月 当社経営管理副本部長<br>2017年 5 月 当社取締役経営管理本部長（現任） |            |      |
| 取締役候補者の選任理由         | 石橋孝浩氏は、当社の経営管理部門の責任者として、財務・会計・経営等の分野の豊富な経験を活かし財務基盤の充実に向け取締役としての職責を果たしております。その専門的知見は、当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                            |            |      |
| 特別の利害関係             | 石橋孝浩氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                          |            |      |

（注）石橋孝浩氏は、過去5年間において当社の親会社および親会社の子会社の業務執行者であります。

くにやす あきひろ  
6 國保 明宏

再任

| 生年月日                | 1955年 9 月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 | 100株 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1989年10月 住友石炭鉱業㈱入社<br>2004年 7 月 ㈱ジョイ（現マックスバリュ北海道㈱）生鮮マネジャー<br>2008年 4 月 当社コーディネーター部マネジャー<br>2009年 9 月 当社商品本部農産グループマネジャー<br>2011年 2 月 当社店舗統括部道南運営部長<br>2012年 2 月 当社SM統括部長<br>2012年11月 当社営業推進部長<br>2013年 3 月 当社コーディネーター部長<br>2016年 5 月 当社SM商品統括部長兼コーディネーター部長<br>2017年 5 月 当社執行役員SM商品本部長兼コーディネーター部長<br>2018年 5 月 当社取締役SM商品本部長兼コーディネーター部長（現任） |            |      |
| 取締役候補者の選任理由         | 國保明宏氏は、当社のSM商品部門の責任者として、商品戦略、物流戦略を立案実践し、商取引におけるコンプライアンス知識を有しており、取締役として職責を果たしております。その専門的知見と実行力は、当社の企業価値向上に資すると判断し、引続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                                        |            |      |
| 特別の利害関係             | 國保明宏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |      |

ど い いく お  
7 土井 育雄

再任

| 生年月日                | 1958年 1 月16日                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1981年 4 月 ㈱ダイエー入社<br>2005年 6 月 同社業務管理部（GMS 食品）部長<br>2010年 3 月 同社商品グループ商品戦略部長<br>2013年 9 月 同社北海道事業本部函館事業部長<br>2015年 9 月 当社広域運営部渡島エリアマネジャー<br>2016年 2 月 当社DS統括部長<br>2017年 5 月 当社執行役員DS事業本部長兼コーディネーターグループマネジャー<br>2018年 5 月 当社取締役DS事業本部長（現任） |            |    |
| 取締役候補者の選任理由         | 土井育雄氏は、当社のDS事業部門の責任者として、ディスカウント業態の営業・商品戦略を立案し実践しており、取締役としての職責を果たしております。その専門的知見と実行力は、当社の企業価値向上に資すると判断し、引続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                    |            |    |
| 特別の利害関係             | 土井育雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                |            |    |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

8 はやし み え こ  
林 美枝子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役就任年数  
(本総会終結時) 3年

|                     |                                                                                                                                                                                |            |      |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|
| 生年月日                | 1956年 6 月 19 日                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 | 100株 |
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1997年 4 月 札幌国際大学人文学部国際文化学科助教授<br>1999年 4 月 同大学大学院地域社会研究科兼担助教授<br>2006年 4 月 同大学人文学部現代文化学科教授<br>2014年 4 月 日本医療大学保健医療学部看護学科教授(現任)<br>2016年 5 月 当社社外取締役(現任)                        |            |      |
| 社外取締役候補者の選任理由       | 林美枝子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、当事業年度の全ての取締役会に出席し、大学教授としての豊富な知識と経験により、当社の経営事項の決定および業務執行に対して助言等をいただいております。社外取締役として十分な職責を果たしております。その豊富な知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |            |      |
| 特別の利害関係             | 林美枝子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                     |            |      |

9 みず の かつ や  
水野 克也

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役就任年数  
(本総会終結時) 3年

|                     |                                                                                                                                                                                                                    |            |    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 生年月日                | 1972年 7 月 25 日                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 | 0株 |
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社<br>1998年 4 月 公認会計士登録(現在に至る)<br>2003年 1 月 公認会計士・税理士川崎毅一郎事務所入所<br>2003年 7 月 川崎・水野公認会計士共同事務所<br>(現公認会計士水野克也事務所)開設(現任)<br>2003年 7 月 税理士法人札幌中央会計設立 代表社員(現任)<br>2016年 5 月 当社社外取締役(現任) |            |    |
| 社外取締役候補者の選任理由       | 水野克也氏は、当事業年度の全ての取締役会に出席し、公認会計士として専門的な知識と経験により当社の経営事項の決定および業務執行に対して助言等をいただいております。その専門的な知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。                                                                                 |            |    |
| 特別の利害関係             | 水野克也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                         |            |    |

(注) 当社は社外取締役候補者である林美枝子氏、水野克也氏が期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結しており、また両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。その契約は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とするという内容であります。また、当社は両氏について東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を届けております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

| 生年月日                | 1961年 3 月16日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 1983年 4 月 信州ジャスコ株式会社（現イオン㈱）入社<br>2005年 3 月 同社佐野新都市店長<br>2007年 4 月 同社マックスバリュ事業本部東北事業部長<br>2008年 9 月 イオンリテール㈱東北カンパニー人事教育部長<br>2010年 9 月 同社東北カンパニー人事教育部長兼総務部長<br>2011年 3 月 同社ストアオペレーション部長<br>2013年 3 月 同社執行役員北陸信越カンパニー支社長<br>2014年 3 月 同社執行役員店舗構造改革チームリーダー<br>2015年 4 月 同社デジタル推進リーダー<br>2017年 3 月 イオン北海道㈱執行役員営業本部副本部長<br>2017年 5 月 同社取締役兼執行役員営業本部長<br>2018年10月 同社代表取締役社長（現任） |            |    |
| 取締役候補者の選任理由         | 青柳英樹氏は、イオン㈱のグループ企業の店長や事業部長、カンパニー支社長を経験し、その他にも店舗構造改革やデジタル事業の推進など幅広い知識と見識を有しております。<br>2018年10月よりイオン北海道㈱の代表取締役に就任しており、その知識と経験は、当社の経営事項の決定および業務執行に対して十分な助言をいただけると判断し、新たに当社の取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                             |            |    |
| 特別の利害関係             | 青柳英樹氏と当社との間に特別な利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |    |

（注）青柳英樹氏は、現在および過去5年間において当社の親会社および親会社の子会社の業務執行者であります。



第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役福岡眞人氏および吉岡征雄氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

1 ふくおか まひ と  
福岡 眞人

再任

社外監査役候補者

社外監査役就任年数  
(本総会終結時) 4年

|                  |                                                                                                                                                                                                                                   |            |    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 生年月日             | 1954年12月 5 日                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 | 0株 |
| 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 1978年 3 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社<br>1994年 9 月 同社経営管理部マネジャー<br>1997年 3 月 同社グループ経営計画部マネジャー<br>2002年 2 月 同社コントロール部次長<br>2006年 4 月 同社MV経営企画部マネジャー<br>2008年 4 月 (株)光洋取締役経営管理本部長<br>2015年 5 月 当社社外監査役 (現任)<br>2015年 5 月 イオン北海道(株)監査役 (現任) |            |    |
| 社外監査役候補者の選任理由    | 福岡眞人氏は、イオン(株)グループ企業の取締役を経験され、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識により当社の経営事項の決定および業務執行の監査・監督等に十分な役割を果たしていただいております、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。                                                                                                  |            |    |
| 特別の利害関係          | 福岡眞人氏と当社との間に特別な利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                        |            |    |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                        |            |    |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 生年月日                 | 1944年3月4日                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 | 0株 |
| 略歴、地位および<br>重要な兼職の状況 | 1967年4月 東京地方検察庁検事<br>1991年4月 横浜地方検察庁総務部長<br>1993年4月 東京高等検察庁検事<br>1993年12月 広島地方検察庁次席検事<br>1997年4月 旭川地方検察庁検事正<br>1998年6月 最高検察庁検事<br>1999年9月 宇都宮地方検察庁検事正<br>2000年9月 広島地方検察庁検事正<br>2001年8月 彩北法律事務所弁護士（現任）<br>2011年4月 当社社外監査役（現任）<br>2011年5月 イオン北海道㈱監査役（現任） |            |    |
| 社外監査役候補者の<br>選任理由    | 吉岡征雄氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、検察官・弁護士としての豊富な経験からコンプライアンスの分野に精通され、その視点に基づき、経営の監督とチェック機能を十分に果たしていただいております、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                    |            |    |
| 特別の利害関係              | 吉岡征雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                             |            |    |

- (注) 1 福岡真人氏および吉岡征雄氏は、社外監査役候補者であり、当社は吉岡征雄氏について東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
- 2 当社は、社外監査役吉岡征雄氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。吉岡征雄氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

(添付書類)

## 事業報告

(2018年3月1日から)  
(2019年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における経営環境は、企業収益や雇用環境の改善が続き、緩やかな景気回復の傾向がみられるものの、海外における政治、経済の不確実性等の影響により先行きはなお不透明な状況にあります。また、当社の属する北海道のスーパーマーケット業界では、お客さまの生活防衛意識が依然高く、節約・低価格志向が継続するとともに、人口減少によるマーケットの縮小や業態を超えた競争は一層激しさを増し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社はお客さま満足の実現に向けて「基本の徹底と変化への対応」をスローガンに掲げ、変化するお客さまニーズに対応した品揃え、売場づくり、サービスの提供を行い商圈シェアの拡大に取り組んでおります。

新規出店および大型改装では、2店舗の新規出店と6店舗の大型改装を実施いたしました。新規出店として、8月に「マックスバリュ北1条東店」（札幌市中央区）、11月に「マックスバリュ月寒西店」（札幌市豊平区）を開店いたしました。都市部における限られた敷地で、お客さまが買い回りし易い売場の配置にするとともに、商圈の特性やお客さまのニーズに対応して、簡便、即食、健康を意識した商品やこだわり商品の品揃えを充実いたしました。また、都市型のライフスタイルに対応すべく、店舗2階にゆっくりおくつろぎ頂けるイートインスペースを併設し、多くのお客さまにご利用いただいております。大型改装では、お客さまが買い回りし易い売場の配置に変更し、老朽化した設備の入れ替え等を実施するとともに、ご要望の多い手早く調理が出来る商品や健康志向に対応した商品の品揃えの充実を図りました。

商品・営業面では、お客さまの節約・低価格志向にお応えすべく購買頻度の高い商品の価格訴求を行ってまいりました。特に低価格でご提供する販売企画「安い値!」では、野菜の販売を重点的に行うとともに、毎週実施の曜日市や毎月恒例の「お客さま感謝デー」等の販売強化を実施してまいりました。また、リニューアルされたイオンのブランド「トップバリュ」を積極的に売場展開し、販売強化を実施してまいりました。さらに、商品力向上の取り組みとして、野菜の鮮度向上に取り組み、朝に収穫したレタスやとうもろこしを「今朝採れ野菜」として販売することや商品を限定して産地から直接自社センターに入れ店舗に納品する物流の見直しを実施してまいりました。

客数増加の取り組みでは、デジタル販促企画として札幌市内のマックスバリュ店舗を対象とした割引クーポンの配布企画や、ザ・ビッグ店舗においてLINEアプリに登録いただいたお客さまへチラシを配信するサー

ビスを開始し、登録件数が毎月増加しております。今後も効果検証を行い、客数増加に結び付く対策を実施してまいります。

人事・教育面では、ダイバーシティの取り組みとして、当事業年度から新たに、技術習得を目的とした外国人技能実習生の受け入れを行い、ベーカリーや惣菜商品の製造に取り組んでいただいております。さらに、「働き方改革」への取り組みとして、有給休暇、育児休暇の取得推進を行い、子育て支援サポート企業として厚生労働大臣の認定「くるみん」を2018年4月に取得いたしました。今後も働きやすい職場環境の整備を推進してまいります。

リスクへの取り組みでは、食品表示、衛生管理、労務管理、防災管理に係る内容を重点実施項目として、毎月の店長会議や、商品部員会議、売場担当者会議を通じての教育機会を増やすことで個人のスキルアップとリスクマネジメント体制の基盤固めに努めてまいりました。

これらの取り組みにより、売上高は、1,274億99百万円（前期比102.7%）、客数は前期比100.1%、客単価は同102.6%となりました。既存店の売上高については、前期比100.7%、客数は同98.7%、客単価は同102.0%となりました。また、売上総利益は281億17百万円（前期比103.2%）となり、売上総利益率は、商品の値引きの減少等により前期より0.1ポイント改善し22.1%となりました。

販売費及び一般管理費は、285億63百万円（前期比102.7%）となりました。これは主に人時単価の上昇による人件費の増加、燃料調整単価の変動による電気料金の増加および新規出店や大型改装投資等によるものであります。なお、2018年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震等の影響による商品の廃棄や店舗設備等の修繕費用を災害による損失として7億40百万円を特別損失に計上し、当事業年度までに確定した受取保険金7億円を特別利益に計上いたしました。その他、特別損失として減損損失等を計上したことにより当期純利益は4億53百万円（前期比91.9%）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は下記の通りとなりました。

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 営業収益  | 1,292億81百万円（前期比102.6%） |
| 営業利益  | 13億36百万円（前期比109.2%）    |
| 経常利益  | 13億52百万円（前期比110.7%）    |
| 当期純利益 | 4億53百万円（前期比91.9%）      |

## (2) グループ別の売上高の状況

農産、水産、畜産、サービスデリ（惣菜）の各生鮮食品グループにおいて、農産グループの野菜については、お客さまの節約志向に対応して、購買頻度の高い商品を低価格でご提供する「安い値」の販促企画を強化し、多くのお客さまからの支持が得られております。また、果物は、前年度に天候不順で品不足になったみかんを安定的にご提供することができたため、販売点数が大きく伸長し売上に貢献いたしました。水産グループでは、カツオたたき、さんまなど炙り加工した刺身商材の品揃えを充実させることにより刺身類が好調に推移いたしました。畜産グループでは、輸入の焼肉用の品揃えを充実したことにより牛肉、豚肉が好調に推移いたしました。サービスデリ（惣菜）グループでは、和惣菜や揚げ物、インスタアベーカーリーグループでは、均一価格商品の売上が伸長いたしました。

デイリー（日配）、グロサリー（加工）グループでは、平成30年北海道胆振東部地震の影響により、飲料水、缶詰類、レトルト食品、カップ麺などの商品が大きく伸長しました。また、調理に手間のかからない簡便調味料商品の品揃えの見直しをすることにより、香辛料、中華調理素材、調味料などの商品が好調に推移しました。さらに、リニューアルされたトップバリュ「ベストプライス」商品を販売強化したことにより売上増加に貢献いたしました。

家庭用品グループにつきましても、地震の影響により、乾電池、カセットボンベなどが伸長いたしました。

当事業年度の商品グループ別の売上高は、次の通りであります。

| 商品グループ名     | 当事業年度<br>(2018年3月1日から<br>2019年2月28日まで) |         |
|-------------|----------------------------------------|---------|
|             | 売上高(百万円)                               | 前期比 (%) |
| 農産          | 17,104                                 | 104.4   |
| 水産          | 9,830                                  | 102.3   |
| 畜産          | 12,332                                 | 102.5   |
| サービスデリ（惣菜）  | 10,636                                 | 101.7   |
| デイリー（日配）    | 30,102                                 | 103.7   |
| グロサリー（加工）   | 41,432                                 | 101.7   |
| インスタアベーカーリー | 1,245                                  | 103.8   |
| 食品計         | 122,686                                | 102.7   |
| 家庭用品        | 4,354                                  | 103.6   |
| 衣料品         | 323                                    | 95.9    |
| その他         | 135                                    | 93.7    |
| 非食品計        | 4,813                                  | 102.7   |
| 合計          | 127,499                                | 102.7   |

(注) 1 上記金額は、商品グループ別直営売上高であり、その他の営業収入は含まれておりません。

2 その他は、催事等であります。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は28億96百万円であります。その主な内容は、新店および店舗の活性化投資等によるものです。

### (4) 資金調達の状況

当事業年度における設備投資資金等として、新たに長期借入金40億円を調達いたしました。

### (5) 環境・社会貢献活動

当社は、お客さまに安全安心な店舗・商品・サービスの提供を通じて、「地域の豊かなくらしと地域環境保全の両立」を目指しております。

環境保全活動では、環境マネジメントシステム(ISO14001)を運用し、食品廃棄物の削減、水道・電気使用量の削減、店頭資源回収リサイクルの推進等に取り組み、継続的に改善を進めております。

社会貢献活動では、毎月11日を「イオン・デー」として、店舗周辺の清掃活動等のボランティア活動を実施しております。10月には「拡大イオン・デー クリーン&グリーン活動」として北海道のイオングループ各社と連携し、店舗周辺や公共の場の清掃活動を行いました。また、同様に毎月11日実施の「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」では、お客さまに投函いただいたレシート金額の1%を登録いただいている福祉や学校等の団体さまが希望される商品に換えて寄贈させていただいております。当事業年度は合計187団体さまに約706万円分の商品を寄贈させていただきました。また、募金活動では、継続的に実施している「北海道交通遺児のための募金」は、お客さまよりお預かりした募金総額約188万円を公益社団法人北海道交通遺児の会さまに贈呈させていただきました。当事業年度より、北海道の若者が海外への挑戦を応援する機会の創出と拡大を図ることを目的とした「ほっかいどう未来チャレンジ応援募金」を開始しました。加えて、「24時間テレビチャリティー募金」「ミャンマー学校建設支援募金」等を継続実施しております。当事業年度における募金の総額は約1,033万円となり、お客さまに代わって寄付させていただきました。

イオンの電子マネー「WAON(ワオン)」では、「ほっかいどう遺産WAON」のご利用金額の一部をNPO法人北海道遺産協議会へ寄付し、北海道遺産に登録されている建物、自然、文化などの保全活動等に活用いただいております。また、「創造都市さっぽろWAON」「はこだてWAON」等の北海道に係るご当地WAONは、8種類発行されており、札幌市の文化芸術振興、函館市や帯広市の子育て支援事業、旭川市や帯広市の動物園の魅力向上、充実にお役立ていただいております。当事業年度では、9月より「くしろWAON」を販売開始し、子どもたちの文化・スポーツの振興と育成、タンチョウや阿寒湖のマリモなどの自然環境保護、釧路市動物園の環境整備にお役立ていただきます。

## (6) 対処すべき課題

当社の属する北海道のスーパーマーケット業界では、業態を超えた競争は一層激しさを増し、節約・低価格志向が継続するとともに全国に先駆けて進む人口減少、高齢化の進行等厳しい経営環境が続くものと思われます。このような経営環境の下、当社はイオン北海道株式会社と両社の株主総会で承認されることを前提として、2020年3月1日を効力発生日とした経営統合（合併）を予定しております。本合併をすることで、規模の拡大を活かし、商品力、店舗の競争力の向上や遅れていた物流改革、デジタル対応について取り組むことが出来ること等により、各店舗が持つ魅力・集客力が向上するものと考えております。この経営統合（合併）に向けた準備をすすめるとともに、次の取り組みを行ってまいります。

### ①成長戦略

成長戦略の柱となる新店開発を計画的に進めてまいります。具体的には札幌市およびその近郊の道央圏を主とし道北、道南、道東の既存ドミナントエリアへの新規出店計画を進めてまいります。2019年は函館市に2店舗の新規出店を計画しており、この2店舗では、地域のニーズに合った品揃え、売場配置等を検討し、地域に密着した店舗経営を実践してまいります。また、既存店舗の改装を継続的に行い、売場づくりの見直しによる競争力の強化を図ってまいります。老朽化した設備の入れ替えを伴う大規模改装に加え、お客さまのニーズにお応えする品揃えの変更や省力化什器等の導入を主とした小規模改装も実施してまいります。加えて、ザ・ビッグ業態のさらに進化したモデル作りに取り組んでまいります。

### ②商品・営業戦略

引き続き「良い品をより安く」を追求し、購買頻度の高い商品を中心とした販売強化はもとより、多様化するお客さまニーズへのきめ細かい対応や立地、商圈特性に合わせた店舗タイプ別品揃えの実現を図ってまいります。例えば、高齢化、単身世帯、働く女性の増加といった社会情勢の変化に対して「簡単・便利」な商品や、「食の作らない化」に対応した商品の品揃えの拡充を継続実施するとともに、健康志向の高まりに対するニーズにも対応してまいります。商品力強化への取り組みとして、野菜や生鮮魚の鮮度改善に向けた取り組みを進めてまいります。具体的には、エリア商品部による店舗に近い産地や漁港からの仕入れを拡大し、さらに、道内産を含めた野菜を産地から店舗へ納品する日数の短縮に向けた物流変更に取り組んでまいります。加えて、深刻な人手不足が進む状況に対して、ご提供する商品の品質やサービスレベルを落とすことなく、店舗における作業改善を図ってまいります。具体的には、新たな自動発注システム導入による発注時間の短縮と精度の向上、商品陳列作業を軽減するスライド棚等の導入拡大により作業効率を高めてまいります。また、店舗外製造の可能な商品については順次、移行をすすめ、店内製造作業の軽減につなげてまいります。

### ③人事・教育戦略

将来を見据えた活力ある人材育成への取り組みを進めるため、教育機会の拡大を進めてまいります。従業員教育については職位別、資格別に実施し、特に基礎教育の充実に力を注いでまいります。また、ダイバーシティ（多様性）を推進し、女性が働きやすく活躍できる会社の実現を目指し、女性管理職の育成・登用についても積極的に取り組んでまいります。合わせて、昨年に引き続き、技能、知識の習得を目的とした外国人技能実習生の受け入れも推進してまいります。加えて、働き方改革に関連する法整備に対応し、連続休暇、有給休暇の取得を推進し、労使で締結する36協定時間の見直しを行い、働きやすい労働環境の実現に取り組んでまいります。また、2013年から実施している、フレンド社員（パートタイマー）で構成するマイストア委員会による改善活動を活発化し、魅力ある売場づくりの実現や働き甲斐のある企業風土の醸成を目指してまいります。



#### ④リスクへの対応

継続的な事業の展開をしていくために内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠です。コンプライアンスの徹底やリスク管理を含めた内部統制の強化を図るためコンプライアンス教育、内部監査、リスクマネジメント体制の強化などを推進してまいります。

### (7) 財産および損益の状況の推移

| 区 分             | 第55期<br>(2016年2月期) | 第56期<br>(2017年2月期) | 第57期<br>(2018年2月期) | 第58期(当期)<br>(2019年2月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 営 業 収 益 (百万円)   | 109,724            | 123,204            | 125,951            | 129,281                |
| 売 上 高 (百万円)     | 108,141            | 121,460            | 124,166            | 127,499                |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,219              | 1,309              | 1,222              | 1,352                  |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 523                | 403                | 492                | 453                    |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 76.12              | 58.48              | 71.37              | 65.58                  |
| 総 資 産 (百万円)     | 31,598             | 32,452             | 35,930             | 37,278                 |
| 純 資 産 (百万円)     | 8,318              | 8,662              | 9,027              | 9,345                  |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

### (8) 重要な親会社および子会社等の状況

#### ① 親会社の状況

| 会社名     | 資本金        | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係   |
|---------|------------|-------------|----------|
| イオン株式会社 | 220,007百万円 | 57.7%       | ロイヤルティ契約 |

(注) 親会社であるイオン株式会社との取引において、ロイヤルティ契約については、第三者機関の指導に従い、適正かつ公平で客観的に算定しております。親会社から提示された金額は、当社の社内規定に基づき、検討した上で、取締役会において親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ② 重要な子会社の状況

重要な子会社はありません。

#### ③ 重要な関連会社の状況

重要な関連会社はありません。

### (9) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

当社は、北海道に店舗を有し、生鮮食品・加工食品・日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業を営んでおります。

### (10) 主要な事業所（2019年2月28日現在）

本社：札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

店舗：87店舗

| 所 在 地   | 店 舗 名                                                           | 店 舗 数 |
|---------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 札幌市     | 中 央 区 SF円山店、MV南15条店、MVマルヤマクラス店、MV北1条東店                          | 4     |
|         | 東 区 MV元町店、MV光星店、MV北26条店、MVEX新道店、P苗穂店、B東雁来店、BEモエレ店、BE栄町店、MV北40条店 | 9     |
|         | 西 区 MV琴似店、MV琴似3条店、MV八軒5条店、MVEX発寒南駅前店                            | 4     |
|         | 手 稲 区 BE前田店、MV新発寒店                                              | 2     |
|         | 南 区 MV澄川店、B石山店                                                  | 2     |
|         | 北 区 MV北店、MV新琴似店、MV北32条店                                         | 3     |
|         | 豊 平 区 MV平岸店、MVEX中の島店、SF月寒中央店、B豊平店、B西岡店、BE平岸店<br>MV月寒西店          | 7     |
|         | 白 石 区 MV菊水店、MV東札幌店、MV北郷店、SF白石店、BE白石中央店                          | 5     |
| 札幌市     | 厚 別 区 SF森林公園店、MV厚別店、MV厚別東店                                      | 3     |
|         | 清 田 区 MV北野店                                                     | 1     |
| 小 樽 市   | MV手宮店                                                           | 1     |
| 倶 知 安 町 | MV倶知安店                                                          | 1     |
| 共 和 町   | MV共和店                                                           | 1     |
| 江 別 市   | MV上江別店、B江別店                                                     | 2     |
| 岩 見 沢 市 | B岩見沢店                                                           | 1     |
| 栗 山 町   | MV栗山店                                                           | 1     |
| 滝 川 市   | MV滝川店、MV滝川本町店                                                   | 2     |
| 赤 平 市   | MV赤平店                                                           | 1     |
| 芦 別 市   | MV芦別店                                                           | 1     |
| 深 川 市   | MV深川店                                                           | 1     |
| 旭 川 市   | B宮前通店、B緑が丘店                                                     | 2     |
| 士 別 市   | B士別店                                                            | 1     |
| 名 寄 市   | MV名寄店                                                           | 1     |
| 留 萌 市   | MV留萌店                                                           | 1     |
| 北 広 島 市 | MV北広島店                                                          | 1     |
| 恵 庭 市   | MV恵庭店                                                           | 1     |
| 苫 小 牧 市 | MV澄川町店、MV新花園店、MV支笏湖通り店、MV沼ノ端店、MV弥生店                             | 5     |
| 日 高 町   | MV富川店                                                           | 1     |
| 新ひだか町   | MV静内店                                                           | 1     |
| 登 別 市   | MV登別店                                                           | 1     |
| 室 蘭 市   | MV室蘭東店                                                          | 1     |

| 所在地  | 店舗名                                     | 店舗数 |
|------|-----------------------------------------|-----|
| 八雲町  | MV八雲店                                   | 1   |
| 函館市  | MV石川店、MV堀川店、MV柏木店、MV万代店、MV弁天店           | 5   |
| 帯広市  | Iフードプライス店、MV西陵店、MV稲田店、MVイーストモール店、MV春駒通店 | 5   |
| 音更町  | ルーキーI店                                  | 1   |
| 清水町  | プラザ。I清水店                                | 1   |
| 中札内村 | MV中札内店                                  | 1   |
| 池田町  | MV池田店                                   | 1   |
| 釧路市  | B春採店、B川北店、B文苑店、B鳥取大通店                   | 4   |

- (注) 1 2018年8月にMV北1条東店、同11月にMV月寒西店を開店いたしました。  
2 2018年4月にジョイ稲穂店、同10月にジョイ朝日町店、2019年1月にフードセンター小樽店、同2月にMV有珠川店を開店いたしました。  
3 2018年3月にセイリョーI店をMV西陵店に、同4月にJ芦別店をMV芦別店に店舗名を変更いたしました。  
4 MVはマックスバリュ、MVEXはマックスバリュエクスプレス、SFは札幌フードセンター、Pはプライスマート、Iはいちまる、Bはザ・ビッグ、BEはザ・ビッグ エクスプレスの略です。

#### (11) 従業員の状況（2019年2月28日現在）

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,110名 | 10名減   | 38.5歳 | 11.8年  |

(注) 上記従業員以外にフレンド社員（パートタイマー）が5,334名（8時間換算／3,615名）在籍しております。

(12) 主要な借入先の状況（2019年2月28日現在）

| 借入先          | 借入金残高 |
|--------------|-------|
|              | 百万円   |
| 株式会社北海道銀行    | 5,243 |
| 株式会社北洋銀行     | 3,065 |
| 株式会社北陸銀行     | 301   |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 240   |
| 株式会社みちのく銀行   | 217   |
| 株式会社青森銀行     | 216   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 214   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 146   |
| 明治安田生命保険相互会社 | 85    |
| 日本生命保険相互会社   | 50    |
| 合 計          | 9,778 |

(13) その他当社の現況に関する重要な事項

当社及びイオン北海道株式会社は2018年10月10日開催の取締役会決議に基づき、イオン株式会社は代表執行役の決定に基づき、当社とイオン北海道株式会社の経営統合に関する基本合意書を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社とイオン北海道株式会社は、2019年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、イオン北海道株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結することを決議し、同日付で本合併契約を締結いたしました。なお、詳細については、第58期 定時株主総会招集ご通知 株主総会参考書類の第1号議案をご参照ください。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2019年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 27,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,911,825株（自己株式29,525株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 3,699名（前期末比68名減）
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|-----------|---------|
|                             | 株         | %       |
| イ オ ン 株 式 会 社               | 3,985,900 | 57.7    |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行             | 339,000   | 4.9     |
| マ ッ ク ス バ リ ュ 北 海 道 共 栄 会   | 330,200   | 4.8     |
| イオンフィナンシャルサービス株式会社          | 265,000   | 3.8     |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行           | 170,000   | 2.5     |
| 出 戸 一 成                     | 140,400   | 2.0     |
| マ ッ ク ス バ リ ュ 西 日 本 株 式 会 社 | 118,000   | 1.7     |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行             | 106,000   | 1.5     |
| 出 戸 信 成                     | 63,000    | 0.9     |
| 株 式 会 社 エ フ ピ コ             | 61,000    | 0.9     |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（2019年2月28日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当                                            | 重要な兼職の状況                               |
|-----------|---------|------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 出 戸 信 成 |                                                |                                        |
| 取 締 役     | 水 谷 和 彦 | 開 発 本 部 長<br>兼 建 設 部 長                         |                                        |
| 取 締 役     | 玉 生 澄 絵 | 人 事 総 務 本 部 長<br>兼 人 事 教 育 部 長<br>兼 コンプライアンス担当 |                                        |
| 取 締 役     | 鈴 木 秀 康 | S M 営 業 本 部 長                                  |                                        |
| 取 締 役     | 石 橋 孝 浩 | 経 営 管 理 本 部 長                                  |                                        |
| 取 締 役     | 國 保 明 宏 | S M 商 品 本 部 長<br>兼 コーディネーター部長                  |                                        |
| 取 締 役     | 土 井 育 雄 | D S 事 業 本 部 長                                  |                                        |
| 取 締 役     | 林 美枝子   |                                                | 日本医療大学保健医療学部 看護学科教授                    |
| 取 締 役     | 水 野 克 也 |                                                | 公認会計士水野克也事務所 公認会計士<br>税理士法人札幌中央会計 代表社員 |
| 常 勤 監 査 役 | 福 岡 眞 人 |                                                | イオン北海道株式会社 監査役                         |
| 監 査 役     | 橋 本 昭 夫 |                                                | 橋本・大川合同法律事務所 弁護士<br>空知炭礦株式会社 代表取締役社長   |
| 監 査 役     | 吉 岡 征 雄 |                                                | 彩北法律事務所 弁護士<br>イオン北海道株式会社 監査役          |
| 監 査 役     | 芳 賀 直 人 |                                                | マックスバリュ東北株式会社 監査役                      |

- (注) 1 2018年5月17日開催の第57期定時株主総会において、取締役國保明宏氏、取締役土井育雄氏、監査役芳賀直人氏が新たに選任され、就任しております。
- 2 取締役林美枝子氏、取締役水野克也氏は、社外取締役であります。
- 3 監査役福岡眞人氏、橋本昭夫氏、吉岡征雄氏、芳賀直人氏は社外監査役であります。
- 4 監査役橋本昭夫氏および吉岡征雄氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
- 5 当社は東京証券取引所に対して、取締役林美枝子氏、取締役水野克也氏および監査役吉岡征雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役林美枝子氏、取締役水野克也氏、監査役橋本昭夫氏および監査役吉岡征雄氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

|                  | 支給人数        | 報酬等の総額            |
|------------------|-------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(2名)  | 131百万円<br>(7百万円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(5名)  | 19百万円<br>(19百万円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 14名<br>(7名) | 150百万円<br>(26百万円) |

- (注)
- 1 取締役の報酬限度額は2007年6月15日開催の第46期定時株主総会において年額270百万円以内(うち金銭報酬額240百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分30百万円)と決議いただいております。
  - 2 監査役の報酬限度額は2007年6月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
  - 3 上記には、事業年度中に退任した監査役1名を含めております。
  - 4 上記の金額には、第58期に係る役員業績報酬支給見込額、ストックオプションとして付与する新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が含まれております。
  - 5 社外役員が親会社または当該親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬の総額は18百万円です。

## (4) 当事業年度中に退任した監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位、担当および重要な兼職の状況     |
|------|------------|------|--------------------------|
| 後藤鉄朗 | 2018年5月17日 | 辞任   | 監査役<br>マックスバリュ東北株式会社 監査役 |



#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 社外役員の兼職の状況

| 区 分 | 氏 名     | 兼職する他の法人等名                  | 兼職の内容          |
|-----|---------|-----------------------------|----------------|
| 取締役 | 林 美枝子   | 日本医療大学保健医療学部                | 看護学科教授         |
| 取締役 | 水 野 克 也 | 公認会計士水野克也事務所<br>税理士法人札幌中央会計 | 公認会計士<br>代表社員  |
| 監査役 | 福 岡 眞 人 | イオン北海道株式会社                  | 監査役            |
| 監査役 | 橋 本 昭 夫 | 橋本・大川合同法律事務所<br>空知炭礦株式会社    | 弁護士<br>代表取締役社長 |
| 監査役 | 吉 岡 征 雄 | 彩北法律事務所<br>イオン北海道株式会社       | 弁護士<br>監査役     |
| 監査役 | 芳 賀 直 人 | マックスバリュ東北株式会社               | 監査役            |

(注)イオン北海道株式会社およびマックスバリュ東北株式会社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。  
なお、イオン北海道株式会社と当社との間に建物の賃貸借等の取引があります。

##### (2) 社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動内容                                                                                                                                              |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 林 美枝子   | 当事業年度開催の取締役会全14回のうち14回に出席し、大学教授としての豊富な知識、経験から議案審議等に必要に応じて発言を行っており、当社の事業について大所高所から具体的、かつ専門的で有益なご意見をいただいております。さらに店舗往査を通じて商品や営業面での適切なご意見をいただいております。    |
| 取締役 | 水 野 克 也 | 当事業年度開催の取締役会全14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的知見から議案審議等に必要に応じて発言を行っており、当社の事業について大所高所から具体的、かつ専門的で有益なご意見をいただいております。さらに店舗往査を通じて商品や営業面での適切なご意見をいただいております。      |
| 監査役 | 福 岡 眞 人 | 当事業年度開催の取締役会全14回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査役会全13回のうち13回に出席し、議案審議等に対し適切なご意見をいただいております。さらに社内の主要会議への出席、店舗往査等を通じて取締役会および取締役の意思決定の職務執行状況に対し適切なご意見をいただいております。 |
| 監査役 | 橋 本 昭 夫 | 当事業年度開催の取締役会全14回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会全13回のうち12回に出席し、専門的な知見を生かして議案審議等に対し適切なご意見をいただいております。                                                        |
| 監査役 | 吉 岡 征 雄 | 当事業年度開催の取締役会全14回のうち10回に出席し、また当事業年度開催の監査役会全13回のうち11回に出席し、専門的な知見を生かして議案審議等に対し適切なご意見をいただいております。                                                        |
| 監査役 | 芳 賀 直 人 | 2018年5月17日就任以降に開催された取締役会全11回のうち11回に出席し、また就任以降に開催された監査役会全10回のうち10回に出席し、議案審議等に対し適切なご意見をいただいております。                                                     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 32百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し当事業年度の監査時間及び報酬額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、自己資本比率および資本効率の向上を追求し財務基盤の充実を進めながら、株主利益の最大化を目指し、配当性向30%を目安に業績に応じて安定的、継続的に株主配当を実施してまいります。

内部留保の使途につきましては、店舗の新設、改装およびシステム投資、教育投資等に活用し、事業基盤の強化と更なる業容の拡大につなげてまいります。

この基本方針に基づき、当期の剰余金の配当は2019年4月10日開催の取締役会決議により、普通配当1株当たり21円とさせていただきます。

---

(注) 1 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

2 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

[illegible]

## 2. 損 益 計 算 書

(2018年3月1日から)  
(2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額 | 金 額     |
|---------------------|-----|---------|
| 売 上 高               |     | 127,499 |
| 売 上 原 価             |     | 99,381  |
| 売 上 総 利 益           |     | 28,117  |
| そ の 他 の 営 業 収 入     |     | 1,782   |
| 営 業 総 利 益           |     | 29,899  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |     | 28,563  |
| 営 業 利 益             |     | 1,336   |
| 営 業 外 収 益           |     |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金   | 16  |         |
| リサイクル材売却収入          | 51  |         |
| 補 助 金 収 入           | 19  |         |
| そ の 他               | 34  | 121     |
| 営 業 外 費 用           |     |         |
| 支 払 利 息             | 71  |         |
| そ の 他               | 32  | 104     |
| 経 常 利 益             |     | 1,352   |
| 特 別 利 益             |     |         |
| 受 取 保 険 金           | 700 | 700     |
| 特 別 損 失             |     |         |
| 減 損 損 失             | 439 |         |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額        | 39  |         |
| 災 害 に よ る 損 失       | 740 |         |
| そ の 他               | 50  | 1,270   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |     | 782     |
| 法人税、住民税及び事業税        | 399 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額       | △69 | 329     |
| 当 期 純 利 益           |     | 453     |

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

マックスバリュ北海道株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 松村浩司 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 木村彰夫 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ北海道株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象（当社及びイオン北海道株式会社の合併契約締結について）に記載されているとおり、会社は2019年4月10日開催の取締役会において、イオン北海道株式会社を吸収合併存続会社、会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

マックスバリュ北海道株式会社 監査役会

|                  |        |
|------------------|--------|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 福岡眞人 ㊟ |
| 社外監査役            | 橋本昭夫 ㊟ |
| 社外監査役<br>(独立役員)  | 吉岡征雄 ㊟ |
| 社外監査役            | 芳賀直人 ㊟ |

以上

## 株主総会会場のご案内

【場 所】 札幌市中央区北2条西1丁目1番地 ホテルモントレエーデルホフ札幌 13階「ベルヴェデーレ」

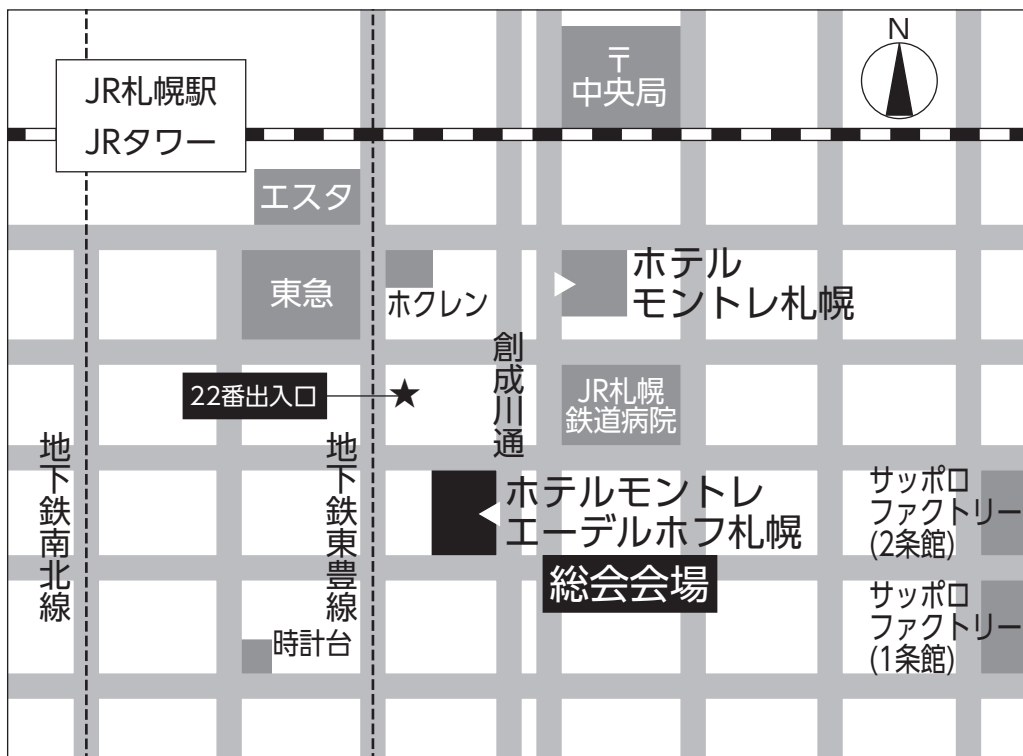
【TEL】 011-242-7111

【交 通】 最寄駅 地下鉄さっぽろ駅ご利用の場合(南北線・東豊線)

22番出入口(サンメモリアルビル)より徒歩約2分。22番出入口を左折、最初の交差点を渡って左折すると50m先右手にホテルがございます。

(注) 同系列のホテルが近隣にございますので、お間違えのないようご注意ください。

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



木を植えています

私たちはイオンです



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC® C013080